

1 議 事 日 程

3月17日（最終日）

- 日程第1 報告第5号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（大井漁港漁港施設機能強化工事（その2）））
- 日程第2 議案第3号 南知多町防災センター設置及び管理条例の制定について
- 日程第3 議案第4号 南知多町いじめ問題専門委員会及び南知多町いじめ問題再調査委員会条例の制定について
- 日程第4 議案第5号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第6号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第7号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第8号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第9号 南知多町部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第10号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第13号 平成28年度南知多町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第14号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第15号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第16号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第17号 平成28年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第18号 平成29年度南知多町一般会計予算
- 日程第18 議案第19号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第21号 平成29年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

日程第23 議案第24号 平成29年度南知多町水道事業会計予算

日程第24 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (10名)

1番	石黒正重	3番	高原典之
4番	清水英勝	5番	藤井満久
6番	山下節子	7番	吉原一治
9番	松本保	10番	鈴川和彦
11番	榎本芳三	12番	榎戸陵友

欠席議員 (なし)

欠員 (2名)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	大岩良三	総務課長	中川昌一
検査財政課長	山下雅弘	防災安全課長	大岩幹治
税務課長	石黒廣輝	企画部長	鈴木良一
企画課長	田中嘉久	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	吉村仁志	建設課長	田中吉郎
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	柴田幸員	住民課長	鈴木正則
福祉課長	神谷和伸	環境課長	宮地廣二
保健介護課長	滝本功	教育長	大森宏隆
教育部長兼 学校教育課長	内田静治	社会教育課長	森崇史

学 校 給 食 会 計 管 理 者
セ ン タ ー 所 長 兼 出 納 室 長 宮 本 政 明 鈴 木 茂 夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 相 川 博 運 主 査 保 母 公 次

[開議 9時30分]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

春になり暖かい日が続いています。しかしながら、春というのは、高温のときと低温のときの温度差が激しいということで、体調を崩される方も多いと聞いております。皆様にも体調のほう気をつけていただきたいと思います。

3月、4月は、世の中におきましていろいろな行事がございます。皆様も体調を整えまして、いろいろな行事に参加していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

去る3月6日の本会議におきまして各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただきまして、まことにありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 報告第5号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（大井漁港漁港施設機能強化工事（その2）））

○議長（松本 保君）

日程第1、報告第5号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（大井漁港漁港施設機能強化工事（その2）））の件を報告します。

報告を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、報告第5号、専決処分の御報告をさせていただきます。

次ページの専決第5号、工事請負契約の変更についてをごらんください。

平成28年9月7日付議案第49号により議決されました大井漁港漁港施設機能強化工事（その2）の請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る平成29年3月8日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

変更事項でございますが、契約金額の変更前6,328万8,000円を変更後6,469万5,240円

とし、140万7,240円増額したものでございます。

次ページの変更理由書をごらんください。

主な変更内容でございますが、大井漁港第1号岸壁の耐震化工事に係る岸壁基礎部のしゅんせつ工における土捨工の追加による増、及び岸壁上部のコンクリート工における打設方法を変更したことによる増でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（松本 保君）

これをもって報告を終わります。

日程第2 議案第3号 南知多町防災センター設置及び管理条例の制定について

○議長（松本 保君）

日程第2、議案第3号 南知多町防災センター設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る13日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 南知多町いじめ問題専門委員会及び南知多町いじめ問題再調査委員会条例の制定について

○議長(松本 保君)

日程第3、議案第4号 南知多町いじめ問題専門委員会及び南知多町いじめ問題再調査委員会条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(清水英勝君)

ただいま上程されました議案第4号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る9日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、担任がいじめをいじめと認識していない場合が懸念されるが、そういった場合の対応や対策はどのように考えているか。

答弁といたしまして、いじめの認可に当たっては、特定の教職員で問題を抱えることがないよう学校組織として判断していくこととします。具体的には、各校に設置してあるいじめ・不登校対策委員会により組織的に情報共有と問題対策に対処していきます。

次の質疑といたしまして、いじめ問題専門委員5人の中には教育関係者は含まれてい

るのか、また委員5人でいじめ問題に対応できるのか。

答弁といたしまして、専門委員の構成は臨床心理士、社会福祉士、弁護士、学識経験者2名を予定していますが、学識経験者として南知多町外で校長を経験された方を専門委員として委嘱したいと考えています。

また、委員の人数については、条例の中で特に必要と認めるときは若干名の臨時委員を置くことができると規定しており、いじめの状況に応じて増員をし対応していく予定です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第4、議案第5号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第5、議案第6号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第6、議案第7号 南知多町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第7、議案第8号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第8号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 南知多町部設置条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第8、議案第9号 南知多町部設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第9号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、人員配置についてはどうなっているか。答弁としまして、現行の職員数以内での人員配置を考えています。

次の質疑としまして、企画部に検査財政課を編入するメリットは何か。答弁としまして、事業計画と行政的見通しの緊密な連携を図り、より適正な事業実施を行います。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第9、議案第10号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第10号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第10、議案第11号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第11号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、平成29年4月より医療費の支給方法が償還払いから、医療機関に受給者証を提示することにより、窓口での負担を必要としない現物給付となるが、そのことにより事務負担はどのようになるか。答弁としまして、償還払いにおいては、窓口で助成申請を受け、審査した後、各申請者に医療費の支給手続を行いますが、現物給付になりますと個人への支払いが必要でなくなり、愛知県国民健康保険団体連合会へ一括で支払うこととなりますので、事務の軽減が図られます。

次の質疑としまして、子供の定義は18歳までと聞いているが、就学児というのか。答弁としまして、条例改正により、未就学児以外の子供を就学児として規定するもので、子供の定義は従来どおり18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第11、議案第12号 南知多町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第12号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 平成28年度南知多町一般会計補正予算(第4号)

○議長(松本 保君)

日程第12、議案第13号 平成28年度南知多町一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(清水英勝君)

ただいま上程されました議案第13号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、今回の助成金の交付元となる坂文種報徳会とはどんな団体か。答弁としまして、坂文種報徳会は、学校法人藤田学園が運営する一般財団法人で、医療の普及・向上、社会福祉の増進並びに教育等の振興等の事業を行う団体です。

次の質疑としまして、購入する展示ケースは、どのように使うのか。また、デジタルカメラは、なぜ購入するのか。答弁としまして、今回購入する物品は、坂文種報徳会が助成対象として認めている物品です。展示ケースは、資料館にある内海船をはじめとする和船資料を展示するために使用していきます。デジタルカメラは、記録保存用としてデジタル一眼レフカメラを購入するものです。

福祉課関係について、質疑としまして、民生費国庫負担金のうち、児童福祉費負担金の減額は、子供の人数が減ったからか。答弁としまして、子供のための教育・保育給付費、児童手当支給費ともに子供の人数が減ったことが大きな理由です。

次の質疑としまして、民生費、国庫補助金のうち、児童福祉費補助金の増額の理由は何か。答弁としまして、子ども・子育て支援交付金、児童健全育成対策費とも、当初は

国庫補助の対象が不明確であったため予算計上していませんでしたが、補助対象となったため増額となったものです。

環境課関係について、質疑としまして、指定ごみ袋の販売店は何店あるのか。また、販売店により価格が異なっているのはなぜか。答弁としまして、指定ごみ袋の取扱店数については、制度開始当初、町内で160店ほどの登録がありましたが、廃業などで取扱店を辞退される事業所もあり、現在120店が登録しています。また、取扱店により価格が異なる理由については、町の卸売価格が製作原価に近い価格であるのに対して、取扱店の小売価格は自由競争であり、町が小売価格を設定できないため、それぞれの取扱店により価格が異なっています。

次の質疑としまして、指定ごみ袋の購入価格が下がった要因は何か。答弁としまして、指定ごみ袋の購入については、指名競争入札を導入し、落札業者が作成価格を下げるため、中国など海外で作成しています。そのため、入札時の為替相場の変動による影響を受けたこと及び原料であるナフサの価格が下がっていたことが要因であります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

次に、藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第13号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

防災安全課関係について、質疑としまして、篠島防災センターの建設工事について、当初予算と比べて額が安くなっているが、どのような変更があったのか。答弁としまして、発注の際に設計内容を精査した結果、減額となりました。具体的には単価の見直しや、地元との協議により自家発電機の見直しなどを行ったことが上げられます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(松本 保君)

日程第13、議案第14号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(清水英勝君)

ただいま上程されました議案第14号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(松本 保君)

日程第14、議案第15号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(清水英勝君)

ただいま上程されました議案第15号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(松本 保君)

日程第15、議案第16号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長(藤井満久君)

ただいま上程されました議案第16号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第16号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 平成28年度南知多町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(松本 保君)

日程第16、議案第17号 平成28年度南知多町水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長(藤井満久君)

ただいま上程されました議案第17号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、修繕費の水道施設維持修繕の内容はどのようなものか。答弁としまして、1月中旬に実施した日間賀島・佐久島間の海底送水管漏水緊急補修工事の費用で、日間賀島沖約750メートルの地点で管に亀裂が確認されたため、修繕工事を実施したものです。

次の質疑としまして、今回の送水管の漏水は、保険で修繕することができるのか。答

弁としまして、海底送水管は建物災害共済に加入しています。漏水の原因が船舶のアンカー等による破壊事故の場合は保険対象となりますが、劣化や自然消耗の場合においては保険の対象外です。このことから現在、工事写真等を参考に原因の検証を行っている段階であり、保険会社とも調整中です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第17号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 平成29年度南知多町一般会計予算

○議長（松本 保君）

日程第17、議案第18号 平成29年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第18号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。
質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、文化財アプリの目的は何か。また、利用してもらうには宣伝が必要だが、どのように考えているか。答弁といたしまして、文化財アプリは、文化財管理システムを利用したアプリケーションをスマートフォンにダウンロードすることにより利用してもらうもので、町内の文化財散策ができるものです。モデルコースも4コースほど設定されているもので、それらを利用して町内外の多くの方に文化財を訪れてもらうことを目的としています。また、宣伝については、ポスターの掲示、チラシの配布、ホームページでの告知を考えています。

次の質疑といたしまして、郷土資料館収蔵資料整理・移転等委託料の内容はどうなっているか。答弁といたしまして、郷土資料館収蔵資料整理・移転委託は、平成27年度から行い、平成28年度で完了となります。平成29年度は、農具・漁具約500点と、古文書・書籍などの紙資料約200点の調査・移転に係る費用と、船模型や船山車、消防車、展示ケースなどの大型品や重量物の移転を運搬業者に委託する費用を計上しています。

学校教育課関係について、質疑としまして、外国人英語講師派遣手数料について、講師は何名か。また、この事業の目的は何か。答弁としまして、小学校において1名の外国人講師を派遣しています。この事業は、小学5年生、6年生を対象として日常生活に必要な英会話に触れる機会や、外国の生活・文化になれ親しむ機会をつくることを目的に行われています。

次の質疑としまして、小学校費、中学校費の要保護及び準要保護就学援助費はどういった方が対象の事業か。また、どのような補助を行っているのか。答弁としまして、要保護は生活保護を受けている世帯の児童・生徒であり、準要保護は生活保護に準ずる程度の困窮世帯の児童・生徒が対象です。現在、要保護世帯の児童・生徒はいませんが、援助としましては、生活保護で扶助対象外となる修学旅行費を支給することになります。また、準要保護世帯の児童・生徒への援助としましては、学用品費、新入学用品費、給食費、修学旅行費、キャンプ等校外活動費を支給しています。

学校給食センター関係について、質疑としまして、臨時職員等の賃金引き上げ額は幾らか。答弁としまして、予算額において、時間当たり、臨時職員は30円増額の870円、臨時調理員は10円増額で勤務年数に応じて900円と920円、給食配膳員は30円増額の870円です。

次の質疑としまして、来年度、備品購入費として自動揚げ物機の更新費用が計上されているが、耐用年数は何年か。また、将来、学校給食センターが改築される場合に、この自動揚げ物機を使用することはできるのか。答弁としまして、自動揚げ物機の耐用年数は10年となっています。また、新たに学校給食センターが改築される場合には、移設費は必要となりますが、引き続き使用する予定としています。

住民課関係について、質疑としまして、中・長期在留者とはどういう人か。答弁としまして、外国人で入国等により在留カードを交付され、住民基本台帳に登録される住民のことです。

次の質疑としまして、子供医療制度の拡大による影響額の財源はどうなっているか。答弁としまして、今回の拡大は、県補助対象になっていない中学生、高校生などの通院分の拡大のため、町単独分であり町費負担となります。

福祉課関係について、質疑としまして、民生委員児童委員協議会補助金が前年度と比較して増額となっているが、その理由は何か。答弁としまして、民生委員・児童委員の任期中に1回行う県外視察研修を平成29年度に実施する予定であり、その関係経費の一部を補助対象とするため増額となりました。

次の質疑としまして、平成29年度の放課後児童クラブの入会児童は何人か。答弁としまして、現在のところ、うみっこ放課後児童クラブは4人、豊浜放課後児童クラブは7人です。

環境課について、質疑としまして、合併処理浄化槽設置事業費補助金について、転換とあるがどのようなものか。答弁としまして、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換1基分を、国・県からの交付金の対象事業として計上しており、これとは別に交付対象外の単独処理浄化槽、またくみ取り式便所からの転換20基分を町単独で補助するものです。

次の質疑としまして、下水道事業から合併処理浄化槽での整備を進めていくとの報告があった。年51基の整備で足りるのか。答弁としまして、合併処理浄化槽設置事業費補助金については、平成27年度に循環型社会形成推進地域計画を環境省に提出し、平成28年から32年までの5カ年計画で整備を進めていきます。今後、下水道事業から合併処理浄化槽での整備を行う上で、平成30年度には県の補助額の見直し予定もあり、住民意向調査の実施をはじめ、浄化槽市町村整備推進事業の市町村設置型や現在の個人設置型補助金での上乗せ補助などによる整備方法の検討をし、本町にとって最善の方法を見きわ

めていきたいと考えています。

保健介護課について、質疑としまして、医師確保修学資金貸付金について、平成28年度中の実績はどうか。答弁としまして、平成28年度中の実績は年度当初に1件の問い合わせがあったものの、貸付金利用実績はゼロ件でした。

次の質疑としまして、配食サービスを利用できる対象者の基準は。また、町の補助はあるのか。答弁としまして、対象者は65歳以上の見守りを必要とするひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方となっています。配食サービスを提供する事業者は、町内に4事業者がありまして、利用者は弁当代の実費を事業者に支払い、また配達代金及び見守り代金として、1食当たり150円を事業者に支払っています。

済みません、訂正させていただきます。社会教育課関係のところ、郷土資料館収蔵資料整理・移転等委託料の内容のところにおきまして、もう一度答弁を読ませていただきます。

郷土資料館収蔵資料整理・移転委託は、平成27年度から行い平成29年度で完了となります。平成29年度は、農具・漁具約500点と、古文書・書籍などの紙資料約2,000点の調査・移転に係る費用と、船模型や船山車、消防車、展示ケースなどの大型品や重量物の移転を運搬業者に委託する費用を計上しています。済みません。

慎重審査の上、採決の結果、可否同数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

次に、藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第18号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

出納室関係について、質疑としまして、指定金融機関出納事務取扱手数料が100万から130万に増額となっているがなぜか。答弁としまして、農協が南知多町の指定金融機関となったのは平成15年度ですが、当初は無料でしたが派出時間の延長などがあり、順次増額され平成22年度から年間100万となっていました。農協から、平成27年度の平成

28年2月に町長宛てに要請書が提出され、その中で指定金融機関出納事務取扱手数料の増額が要請され、平成28年度中に農協との交渉の結果、平成29年度から30万円の増額に応じることとしたものです。

次の質疑としまして、今後も130万ということか。答弁としまして、農協と変更契約を結ぶこととなりますので、次年度以降も130万ということになります。

建設課関係について、質疑としまして、農地費の農業用施設維持管理費の需用費に計上されている消耗品費が平成28年度より増額となっているのはなぜか。答弁としまして、長野県下條村を参考に、山海・後田地区において、平成29年度より試みとして実施する資材支給事業のための舗装用砕石を増額したものです。

次の質疑としまして、港湾管理費の港湾施設維持管理費の備品購入費に計上されている施設用備品とは何か。答弁としまして、内海東浜小栴緑地に設置している物置が老朽化したため買いかえる費用です。

産業振興課関係について、質疑としまして、のり競争力強化対策事業費補助金とは何か。答弁としまして、この補助金は、安価な外国産のノリに対抗するため、国内ノリ業者が高性能な大型ノリ乾燥機や、刈り取り船などを導入することで体質強化を図るもので、協業体に対し、国と県が補助するものです。29年度では9協業体が要望しております。

次の質疑としまして、県観光キャンペーン推進事業特別会費負担金の増の理由は何か。答弁としまして、この負担金の増は、通常の負担金以外に平成29年度から3カ年行われるJRが実施する誘客キャンペーンに係る大型観光キャンペーン事業負担金を合わせて計上したものです。

次に企画課関係について、質疑としまして、一般企画費の役務費の28万3,000円はどういうものか。答弁としまして、男女共同参画住民意識調査のアンケート1,500件と、その返信に係る郵便料です。

地域振興課関係について、質疑としまして、まちづくり推進事業費の使用料及び貸借料のうち、自動車借上料25万円の内容は何か。答弁としまして、南知多町まちづくり協議会の先進地視察におけるバスの借り上げ料となっています。

防災安全課関係について、質疑としまして、空き家等対策事業費の委託料のうち、空き家等対策計画策定業務委託料について、計画はどのような内容か。答弁としまして、空き家対策を実施するために、空き家の現状把握結果に基づき、危険空き家への対処に

関する事項や空き家の利活用に関する事項などを定める計画です。

次の質疑としまして、防災・減災施設整備事業費の需用費のうち、消耗品費や修繕料の内容は何か。答弁としまして、南知多町師崎避難所、旧ビラ・マリーン南知多に整備するもので、消耗品費については、簡易トイレ袋や消火器、防災用消耗品などを購入し、修繕料については、仮設トイレなど避難所として使用するために必要な修繕費用です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第18号 平成29年度南知多町一般会計予算についての反対討論を行います。

リニア中央新幹線建設促進県既成同盟会負担金、少額ですがリニア新幹線、それ自体が巨額の建設費、採算見通しのなさ、環境破壊などさまざまな問題を持っています。負担金についてはやめるべきではないか。

子供の貧困について南知多町がどう立ち向かうか問われます。学校給食費の負担軽減、無料化なども含め子供の貧困をなくすための条例制定、子供貧困対策の計画を今後求められると思いますけれども、その辺もしっかり今度の予算に対応していただきたいと思っています。

非核自治体宣言、日本は世界で唯一の被爆国です。戦争の惨状や平和のとうとさを伝える事業を実施し、核兵器廃絶と非核三原則、恒久平和の実現を呼びかけていくことは自治体の大きな役目です。消極的であってはならないと考えます。非核自治体宣言、平和都市宣言を強く求めます。

平成23年4月1日から知多5市5町の職員と県職員の併任で知多地方税滞納整理機構

が発足し、厳しい税の徴収と滞納整理処分が行われています。今必要なことは、徴収強化ではなく、滞納者の生活再建と納税の能力を回復させる業務への転換こそ必要です。自治体が行うべきは、滞納整理機構に送るのではなく、滞納世帯の納税能力を判定し、支払い能力がある者と支払い能力のない者の区別を明確にし、徴収緩和の方向へ行くのか、滞納処分の方向へか適切な判定をする業務へ転換することです。このことこそ、住民福祉を増進する自治体の責務です。そのためにも、滞納者であっても、一人の住民として配慮ある対応で生活実態を踏まえた適切な滞納整理を行うための地方税法や国税徴収法など専門的知識を身につけた正規の税務職員の増員が求められます。滞納整理機構から脱退が強く求められます。

以上で議案第18号 平成29年度南知多町一般会計予算、反対討論を終わります。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩は10時40分までといたします。

〔 休憩 10時31分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第18 議案第19号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第18、議案第19号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第19号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、歳入の国民健康保険制度関係準備事業費補助金は、歳出の一般管理費の委託料のうち、国保情報集約システム連携対応修正業務委託料と市町村事務処理標準システム機能拡張修正業務委託料に対する補助金と思うが、これらは毎年度支払う必要があるのか。答弁としまして、このシステム改修は平成30年度から国保制度の県域化に伴うものの経費であり、平成29年度はその準備のために国保システムを改修するもので、毎年度ごとに必要となるものではありません。

次の質疑としまして、本町の出産育児一時金の支給額は42万円、葬祭費の支給額は5万円となっているが、各市町村で違いはあるのか。答弁としまして、出産育児一時金と葬祭費の支給額は、各市町村の条例で定めることとなっていますが、県内のほとんどの市町村において金額に違いはありません。

慎重審査の上、採決の結果、可否同数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第19号 平成29年度南知多町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

平成30年度から国保の広域化が行われようとしています。国保の広域化は都道府県に国保財政の運営責任を負わせ、医療費適正化による給付費抑制や地域医療構想による病床削減などの権限を全て都道府県に集中し、一体的施策として医療費削減を強力に推し進めるためのものです。国保制度は、加入者の最も身近な行政である市町村が運営していたからこそ、住民の生活実態や医療、健康の現状とニーズを把握し、加入者の健康と命を支えることができたのです。広域化は、住民の声を無視したさらなる国保税値上げ、医療費削減が進められることは無保険者を生み出し、これまで国民の健康と命を守ってきた日本の誇るべき皆保険制度を維持することが困難になるおそれがあります。

国民健康保険は、国民皆保険のもとで全ての国民が加入し安心して医療にかかれることを目的とした制度であり、国民が医療を受けるためのセーフティネットの役割になっています。他の医療保険に加入できない人たちが国保に加入するという構造上、無職の人や高齢者などが多く加入し、ほかの保険に比べ所得の少ない人が多いという特徴を持ちます。

南知多町の平成27年度の国保加入世帯の所得別の状況を見ても、所得がゼロから200万円の世帯の割合は69%となります。保険税の値上げは所得の少ない人にとって大きな影響をもたらします。生活費のやりくりだけでなく、医療費の自己負担を支払うことが困難なことから、医療機関にかかることを控えてしまうおそれもあります。

国民健康保険は、他の保険と違い事業主負担がない分、加入者の支払う保険税は重い負担になってしまいます。だからこそ、加入者の負担軽減のため国庫支出金が欠かせません。国はこの間、国庫支出金を削減してきました。南知多町では、国保会計に占める国庫支出金の割合が、1980年には58.2%だったものが1997年40.8%、29年度23%に減っています。これが南知多町の国保財政を厳しくさせています。国民皆保険制度の最後のとりでである国保に対し、国が責任を持つべきです。自治体も、全ての国民が健康で文化的な生活が営めるよう国庫支出金の増額を国に求め、加入者が支払える保険税に引き下げよう抜本的な見直しを行うべきです。

以上の理由から本議案に反対します。

平成29年度国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を終わります。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第20号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第19、議案第20号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第20号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、市町村は各被保険者の保険料額を把握しているか。答弁としまして、各被保険者の保険料額は、愛知県後期高齢者医療広域連合において所得割額、均等割額で決定しますが、市町村は保険料徴収事務を担当していますので、各被保険者の保険料額は把握しています。

次の質疑としまして、愛知県後期高齢者医療広域連合が保険料率を決定する際には、町はどのようにかかわっているのか。答弁としまして、後期高齢者医療の保険料率については、愛知県後期高齢者医療広域連合の議会で審議され決定されますが、議会審議の際には、事前に市町村と協議が行われ、議会審議後は市町村にその結果が報告されます。

慎重審査の上、採決の結果、可否同数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、山下節子君。

○6番(山下節子君)

議案第20号 平成29年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算に対し反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療保険にして負担増と差別医療を強いる世界でも異例の医療制度です。

2年ごとの保険料の見直しで保険料の引き上げが続いています。高齢者の生活を見ると、年金減額、消費税増税、医療や介護の負担増など厳しさを増しています。日本共産党南知多支部が実施したアンケートにも、生活が苦しくなった、医療費が高くて病院に行くのをやめたなど悲痛な声が寄せられています。

そうした中、国はさらなる高齢者医療の改悪を行っています。その一つが後期高齢者医療制度の低所得者のための保険料軽減を新年度から廃止する計画です。特例措置で均等割の9割、8.5割の特例軽減が廃止され、均等割の7割、5割軽減に戻され、元被扶養者の9割軽減と所得割の5割軽減が廃止されます。そのため、保険料が9割軽減から7割軽減になることで2倍から10倍に引き上げることが明らかになりました。被保険者82万3,000人のうち、39万6,000人の人が影響を受ける試算とされています。高齢者の暮らしが厳しくなる中で、こうした負担増を行うことは絶対に許せません。

町は国に対し、年齢にかかわらず全ての町民が安心して医療を受けられるよう抜本的な医療制度の見直しを強く求めるべきです。高齢者の生活や命を脅かす後期高齢者医療制度そのものと予定されている軽減制度廃止に対し反対です。

以上で議案第20号、南知多町後期高齢者医療特別会計に対する反対討論を終わります。

○議長(松本 保君)

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決す

ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第21号 平成29年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第20、議案第21号 平成29年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第21号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、保険給付費の支援（介護予防）サービス等諸費が昨年度対比で大幅に減額になっているのはなぜか。答弁としまして、保険給付費の支援（介護予防）サービス等諸費のうち、これまで予防給付の訪問介護と通所介護は、平成29年4月から地域支援事業に位置づけられた介護予防・日常生活支援総合事業に移行されます。これに伴い予算計上においても、当該事業の経費分を地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費に組みかえたことによる減額です。

次の質疑としまして、介護予防・生活支援サービス事業とは、具体的に何をするのか。答弁としまして、現行の介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護について現行相当及び基準緩和型のサービス提供を介護事業所と調整し実施します。また、住民主体によるごみ出しや、移動などのサービス提供については、現段階では実施できていないが、来年度も引き続き地域で円卓会議を開催し、住民が主体となって生活支援サービスを提供できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

慎重審査の上、採決の結果、可否同数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第21号 平成29年度南知多町介護保険特別会計予算に対する反対討論を行います。
介護保険は、介護の社会化や家族介護の負担軽減をうたい文句に制度がスタートしました。

しかし、制度開始から今日まで政府の社会保障削減のもと、さまざまなサービス切り下げと負担増が行われてきました。保険料は3年ごとの見直しのたびに値上げが続き、高齢者の暮らしの厳しさに追い打ちをかけるものになっています。南知多町では、平成27年度からこれまでの基準月額4,400円から5,100円に値上げが行われました。

保険料の値上げが続く一方で、介護サービスでは、特養、老人ホームの入所者に原則として要介護3以上に限定され、施設に入所している低所得者の補助であった補足給付の対象を縮小されました。要支援1・2の人の介護サービスは保険給付の対象から外され、1割負担だった利用料に2割負担が導入されました。

安倍首相は介護離職ゼロを掲げていますが、これでどうやって介護離職ゼロになるのでしょうか。口先だけで制度の矛盾は広がるばかりです。

祖父母などの介護する10代、20代の若者がふえていることも問題になっています。また、低い介護報酬によって事業者の収入が減り経営が破綻したり、撤退を余儀なくされたりする事例もふえ続けています。さらに介護労働者の低賃金や多重労働などによる人手不足も深刻です。

介護報酬を引き上げて安定的な事業運営と処遇改善を進めるべきです。介護制度の破綻は高齢者だけでなく、高齢者の介護や暮らしを支えている現役世代にも大きな影響を及ぼします。全ての世代の生活を支え、誰もが安心して老後を迎え、手厚い介護を受け

られるよう国庫負担の増額や抜本的な制度の見直しが必要です。

保険料の値上げが続く一方で、サービスの引き下げが行われ、介護を受けたくても受けられないというさまざまな矛盾を生み出している介護保険制度を認めることはできません。

これらの理由から本議案には反対です。

以上で議案第21号 平成29年度南知多町介護保険特別会計予算反対討論を終わります。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第22号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第21、議案第22号 平成29年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第22号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第22号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第23号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長(松本 保君)

日程第22、議案第23号 平成29年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長(藤井満久君)

ただいま上程されました議案第23号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、駐車場使用料が286万9,000円増加した理由は何か。答弁としまして、観光客の利用者がふえ、駐車場使用料が前年対比で約3%増加したことを見込んで算定したものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第24号 平成29年度南知多町水道事業会計予算

○議長（松本 保君）

日程第23、議案第24号 平成29年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第24号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、平成29年度の業務の予定量で給水戸数が前年度と比べ、全体、離島分ともに減少しているが、例年このように減少しているのか。答弁としまして、平成27年度末の給水戸数は全体で8,455戸、離島分は1,864戸となり、前年度より減少しています。その実績から今後も減少傾向は続くの見込み予定したものです。

質疑としまして、今後の管路の耐震化計画はどうなっているか。答弁としまして、平成27年度に水道施設更新計画を策定しました。平成28年度から平成37年度の10年間で17億円の事業を計画しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（松本 保君）

日程第24、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査

(調査) とすることに決定いたしました。

○議長（松本 保君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成29年第1回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

[閉会 11時08分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員